

一宮市告示第 374 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、富士フィルムシステムサービス株式会社公共事業本部中部支店を指定納付受託者に指定したことから、一宮市会計に関する規則第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 8 月 5 日

一宮市長 中 野 正 康

1 指定納付受託者

愛知県名古屋市中区栄一丁目 12 番 17 号
富士フィルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 中部支店
支店長 藤懸 孝司

2 業務名

法人請求オンラインサービス収納業務

3 指定日

令和 7 年 8 月 2 7 日